

条例の点検・見直しシート

| | | 作成年月日 | 平成24年6月18日 |
|-------|--|---------|--|
| 条例の題名 | 三重県地方卸売市場条例 | 公 布 日 | 平成18年12月26日 |
| 条例番号 | 平成18年三重県条例第73号 | 直近改正日 | 平成22年6月30日 |
| 所管部局課 | 農林水産部農産物安全課 | 電 話 番 号 | 059-224-2497 |
| 条例の概要 | 三重県地方卸売市場の設置並びに卸売市場法第56条第2項及び三重県卸売市場条例第16条第2項に規定する事項その他施設の管理等について必要な事項を定めるものである。 | 条例の類型 | 規制型 財産管理型 委任型 |
| 視点 | 項 目 | 回 答 | 検 討 内 容 |
| 必要性 | 条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。 | はい | 生鮮食品等の取引の適正化並びにその生産の流通の円滑化を図るために条例の目的は妥当である。 |
| | 条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。 | はい | 公の施設の設置、管理については、地方自治法第244条の2第1項及び第3項の規定により、条例で定めることが必要である。 |
| | 条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。 | はい | 条例、規則その他の規定において、この条例の対象となるものであり、行われていないものはない。 |
| | 規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。 | はい | 三重県地方卸売市場を設置するにあたって最小限の規制を課すものである。 |
| | 条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。 | はい | 公の施設の設置、管理については、地方自治法第244条の2第1項及び第3項の規定により、条例で定めることが必要である。 |
| 適法性 | 根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。 | はい | 地方自治法第244条の2第1項及び第3項 |
| | 憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。 | はい | |
| | 条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。 | はい | |
| 有効性 | 条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。 | はい | 条例に規定された手段が、条例の目的を実現するための直接の手段となっている。 |
| | 条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。 | はい | |
| | 条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。 | はい | |
| | 条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。 | はい | 地方自治法第244条の2第1項及び第3項の規定に基づき条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合は運用に支障が生じる。 |
| 効率性 | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。 | はい | 地方自治法第244条の2第1項及び第3項の規定に基づき条例で定めているものであり、廃止すべき規定はない。 |
| | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。 | はい | |
| | 関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。 | はい | |
| 公平性 | 条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。 | はい | |
| | 条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。 | はい | 三重県地方卸売市場を設置するにあたって規定されるものであるから、効果は一部の県民に限られるものの、目的達成のために公益上の必要が認められる。 |
| | 条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。 | はい | 三重県地方卸売市場を設置するにあたって規定されるものであるから、効果は一部の県民に限られるものの、目的達成のために公益上の必要が認められる。 |
| その他 | 条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。 | はい | 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度を導入済である。 |
| | 市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。 | はい | |

| | | | | | |
|----------|-----------------------------------|--|---------|----------------------|---------------------------|
| 点検・見直し結果 | 改正・ 廃止の 必要は ない | 理 由 | 特 記 事 項 | 見直しに 関する規 定の有無 | 有効期限 に関する 規定の有 無 |
| | | 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、かつ、条例の目的に適合したものであるため、改正の必要がないと考える。 | | 無 | 無 |